

事務連絡

令和3年12月7日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

厚生労働省保険局国民健康保険課

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の
収入確認の特例の延長に伴う国民健康保険の対応について（再周知）

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、短期集中的にワクチン接種業務に従事する医療職の方を確保する観点から、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」（保保発0604 第1号令和3年6月4日厚生労働省保険局保険課長通知）により、ワクチン業務に従事する医療職の健康保険の被扶養者の収入確認について、臨時の特例的な取扱いが示されたところです。

今般、令和3年12月から新型コロナワクチンの追加接種が実施され、新型コロナワクチン接種の実施期間が令和4年9月末まで延長されたところ、引き続き医療職の方の確保に万全を期す必要があることから、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について」（保保発1207 第2号令和3年12月7日厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。別紙。）により、本特例措置についても令和4年9月末まで延長することが示されました。

これに伴う国民健康保険の被保険者資格の取扱い等に係る留意事項について、下記のとおり再度お示ししますので、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に周知いただき、引き続き、本特例措置について適切に対応いただくようお願いいたします。

記

1. 国民健康保険の被保険者資格の取扱い

保険課長通知は健康保険の被扶養者の収入確認の特例について、今後の取扱いを示したものであるが、保険課長通知3（1）のとおり、ワクチン接種業務

による収入増を理由に既に健康保険の被扶養者認定が取り消されたケースについても、遡及して適用することとしている。このため、健康保険の被扶養者として取り扱われることとなった期間において、国民健康保険の被保険者資格を有している場合には、当該者は遡及して国民健康保険の被保険者資格を喪失すること。

2. 国民健康保険の被保険者資格喪失事由の確認方法

遡及して健康保険の被扶養者となった者の国民健康保険の被保険者資格の喪失に係る届出に際し、市町村においては、当該被扶養者の健康保険の資格取得年月日を、当該被扶養者に係る健康保険被保険者証により確認することが可能であること。

3. 保険給付の返還金等に係る取扱い

遡及して国民健康保険の被保険者資格を喪失した期間において市町村から保険給付を受けていた場合、保険給付分に当たる返還金の徴収や療養費の請求が生じることとなること。

この返還金等の保険者間での調整については、「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」(平成26年12月5日付け保保発1205第1号・保国発1205第1号・保高発1205第1号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長及び高齢者医療課長連名通知)に準じて、適切に対応いただきたいこと。(なお、この場合には、市町村を当該通知中の「旧保険者等」として、また、全国健康保険協会又は健康保険組合を当該通知中の「現保険者等」として、保険者間での調整を行うことになるため、留意されたい。)

4. その他

1～3の取扱いについては、船員保険等の被扶養者についても同様であること。

以上